

事故にあったとき

～第三者行為による傷病届等について～

交通事故など第三者行為により
負傷をしたときの治療費は、
加害者が負担するのが原則です。



鶉飼さん



しかし、業務上や通勤災害による負傷
でなければ、健康保険を使って治療を
受けることができます。
(健康保険で治療費を立て替え、
その費用を後日加害者に請求するこ
とになります)

交通事故など第三者行為による負傷で、健康保険を使って治療
を受けた場合は「第三者行為による傷病届」等を提出します。
協会けんぽの保険証をお持ちの方はホームページから書類をダ
ウンロードして印刷してください。書類を記入後、加入している
協会けんぽの都道府県支部に郵送してください。

立て替えた治療費が加害者に請求できなくなることを
防ぐため、加害者と示談する場合は事前に加入してい
る協会けんぽの都道府県支部へご連絡をお願いします。

鶉飼さん

